

令和8年度 鹿沼市会計年度任用職員任用候補者登録試験 試験案内（市民部生活課 消費生活センター）

鹿沼市市民部生活課 消費生活センターでは、令和8年度から会計年度任用職員として勤務していただく方を募集します。

令和5年度から任用されている方で令和8年度も引き続き任用を希望する方は、今回、申込みが必要になります。

◇ 試験日 令和8年2月4日（水）◇

◆ 受付期間 令和7年12月25日（木）～令和8年1月28日（水）◆

※持参または郵送でのご提出をお願いします。（郵送の場合は1月28日までの消印有効）

持参する場合の受付は、上記期間中の平日（月曜日～金曜日）8：30～17：15までです。

年末年始の期間（12月27日から1月4日まで）は、受付できません。

1 任用区分等

任用区分、任用根拠、任用期間等については、次の表のとおりです。

任用区分	任用根拠	任用期間等
会計年度任用職員	地方公務員法第22条の2	任用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1会計年度以内。勤務成績が優秀な場合は、任用を継続することができます。（最長3年。3年以降は再度受験が必要です。）

2 募集する職種及び登録予定人員数

番号	職種区分	登録予定人員数
1	消費生活相談員（国家資格を有する者） 1か月に18日勤務できる方	
2	消費生活相談員（国家資格を有する者） 1か月の勤務日数が17日以下の勤務日数を希望する方	合わせて3人

3 勤務内容

- (1) 市役所消費生活センターにおける、消費者からの苦情に係る相談、苦情処理を行う。
- (2) 上記の業務を行うために必要な知識と技術の向上に努める。
- (3) 出前講座等の啓発活動での講師。

4 受験資格

- (1) 年齢、性別、学歴は、問いません。
- (2) 次のいずれかに該当する方は、受験できません。
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - イ 鹿沼市職員（臨時、非常勤を含む。）として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない方
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
- (3) 職種区分の国家資格を有する者とは、次のア又はイに該当する方（該当するか不明な場合は、生活課までお問い合わせください。）
- ア 平成 28 年 4 月 1 日以降に次のいずれかの資格試験に合格した方
 - ・独立行政法人国民生活センターが実施する「消費生活相談員資格試験（消費生活専門相談員資格認定試験）」
 - ・一般財団法人日本産業協会が実施する「消費生活アドバイザー資格試験」
 - イ 平成 28 年 4 月 1 日施行の改正消費者安全法に基づき、消費生活相談員資格試験に※合格したとみなされた方（詳細は下記のとおり）
※合格したとみなされた方とは、平成 28 年 4 月 1 日時点で A に掲げる 3 資格のいずれかを保有し、かつ、B 又は C のいずれかに該当する方
 - A) 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格
一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格
一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格
 - B) 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間に、実務経験が通算 1 年以上ある方
 - C) 内閣総理大臣が指定する者が実施する指定講習会を修了した方

5 試験の種類等

（1）申込者区分及び任用区分ごとの試験の種類

申込者区分	試験の種類
新規申込者 ^{※1}	面接試験及び書類審査
継続申込者 ^{※2}	人事評価結果 ^{※3} 面接試験及び書類審査

※1 新規申込者とは、新たに会計年度任用職員として任用候補者名簿への登録を希望する方をいいます。

※2 継続申込者とは、令和 7 年度から引き続き会計年度任用職員として任用されている方で、継続して令和 8 年度での採用を希望する方をいいます。

※3 継続申込者については、種別を問わず、人事評価（所属長により、継続申込者の執務について勤務成績を評定することをいいます。）を実施し、合格とするかどうかを判断します。

（2）試験の内容

ア 面接試験

主として人物について、個人面接による試験を行います。

イ 書類審査

志望動機、受験資格の確認、免許（国家資格）の有無等の審査を行います。

6 試験日時、試験会場及び試験結果

(1) 試験日時

ア 新規申込者

令和8年2月4日（火）午前10時～12時のうち20分程度（申込者数により調整）

※受付時間等の詳細は、受験票を送付する際にお知らせします。

イ 繼続申込者

原則として、勤務時間を利用して、各勤務先において面接試験を実施します。

(2) 試験会場

鹿沼市役所本庁舎 2階 中会議室（鹿沼市今宮町1688-1）

(3) 試験結果

令和8年2月中旬までに受験者全員に通知します。なお、個人の特定ができないため、電話等での問い合わせには応じません。

7 勤務条件等（令和8年4月1日予定）

番号	職種区分	勤務時間（勤務時間数）	月勤務日数	報酬
1	消費生活相談員 (国家資格を有する者)	8:30～17:00 (7時間30分) ※休憩時間 12:00～13:00 交代制で昼当番あり。	【月額任用者】 18日	227,610円
2	消費生活相談員 (国家資格を有する者)		【日額任用者】 8～17日 (週2～4日)	11,152円/日 ×勤務日数

勤務条件等の注意事項

- 報酬月額は、新規申し込み者が勤務する場合に支払われる報酬の額です。日額任用者は勤務日数による変動します。
- 月勤務日数は、1か月に勤務する日数の上限です。
- 休憩時間は、勤務時間の中で1時間が割り振られます（原則12:00～13:00）。ただし、交代制で昼当番がありますので、当番日はずらした時間帯に休憩時間を設けます。
- 休日は原則として、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの日となります。ただし勤務体制によって、宿泊研修や土日の出前講座等がある場合はこの限りではありません。
- 業務の状況に応じて、時間外勤務が生ずることがあり、報酬のほかに時間外勤務に係る報酬が支払われます。
- 通勤費用弁償は、自動車等の使用距離が片道2km以上の場合に支払われます。
- 期末・勤勉手当は、任期が6か月以上あり、1週間の勤務時間が15時間30分以上の会計年度任用職員に対し、勤務実績に基づき支給されます。
- 勤務条件が基準に達した場合は、社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入します。
- 休暇は、任用予定期間及び継続勤務年数、勤務日数に応じて、年次有給休暇、疾病等の場合に与えられる特別休暇があります。年次有給休暇の日数は、労働基準法等の規定に基づき算定し、付与されます。
- 任用期間中は、地方公務員（会計年度任用職員）として秘密を守る義務や職務に専念する義務など、地方公務員法の服務に関する規定が適用になります。

8 受験手続

(1) 受験申込みの方法

ア 提出書類

- (ア) 鹿沼市会計年度任用職員任用候補者登録試験等申込書（第1面、第2面、第3面）
- (イ) 110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長形3号）（受験票を送付します。）
- (ウ) 国家資格を有することを証明する書類の写し（国家資格を有する場合のみ）
 - 「4 受験資格」の「(3)の(ア)」の場合 消費生活相談員資格の合格証の写し
 - 「4 受験資格」の「(3)の(イ)」の場合 3資格のいずれかの資格証の写しに加え、下記B又はCのいずれか
 - ・Bの場合) 景表法等改正等法附則第3条第1項に係る実務経験証明書
 - ・Cの場合) 指定講習会修了証の写し

※返信用封筒にて受験票を送付します。返信用封筒の提出漏れ、返信先住所・宛名の記載、切手の貼付漏れには、ご注意ください。

イ 提出先

鹿沼市市民部生活課生活係あてにご提出ください。

〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1（市役所本庁舎2階8番窓口）

電話 0289-63-2122

ウ 受付期間

令和7年12月25日（木）から令和8年1月28日（水）まで（郵送の場合、消印有効）

※角形2号の封筒を使用し、その表に「会計年度任用職員申込」と朱書きして郵送してください。なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留等の方法で申し込みください。

※受付期間前及び受付期間経過後の申込みは、一切受け付けません。

※持参または郵送でのご提出をお願いします。（郵送の場合は1月28日までの消印有効）

持参する場合の受付は、上記期間中の平日（月曜日～金曜日）8：30～17：15までです。年末年始の期間（12月27日から1月4日まで）は、受付できません。

エ 受験票の送付

申込書の記載事項を確認のうえ、受付期間終了後に順次返送します。

※2月2日（月）までに届かない場合、生活課生活係へお問い合わせください。

(2) 受験の際の注意事項

ア 試験当日持参するもの

受験票

イ その他

- (ア) 試験等申込書の職歴、資格免許の記入欄が足りない場合は、各自でA4サイズの用紙（様式は任意）に簡潔に記載してください。
- (イ) 試験当日は、市役所の駐車場をご利用ください。

9 その他

- (1) 会計年度任用職員への任用は、常勤職員への採用とは無関係であり、常勤職員採用の際に優先されるものではありません。
- (2) 提出していただいた個人情報については、任用手続に関するにのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
- (3) 欠員が生じた等の理由により令和8年度に再度募集する場合において、今回の登録試験で不合格となった方は、再度受験することはできません。

試験等申込書の記入要領

<記入に当たっての注意>

- 必ず本人が記入してください。
- 漏れなく記入してください。記入事項に不正があると、任用される資格を失うことがあります。
- 黒又は青インクのボールペンを用いて楷書で記入してください。
- 間違えて記入した場合は、二本線で訂正してください（修正液は使用しないでください。）。
- 数字は算用数字、年月日等は和暦で記入してください。
- 「修学区分、雇用形態、取得年月日」の欄等については、該当するものを○で囲んでください。
- 「現住所」の欄は、住民票上の住所ではなく、現に住んでいるところを記入してください。
- マンション、アパート等の棟室番号又は方書まで正確に記入してください。
- 「通知先」の欄は、受験票、結果等の送付先が現住所と異なる場合に記入してください。
- 「学歴」の欄は、中学校から最終学歴まで記入してください。
- 「職歴」の欄は、職業に就いたことがある場合に、その内容を記入してください。
- 「資格・免許」の欄は、取得見込みの場合を含め、各職種に必要な資格、免許等を記入してください。
- 記入漏れがある場合は受付できませんので、記入後に再度記入漏れがないか確認してください。
- 申込書最後の署名欄には、試験等申込書を記入した日付を記入し、署名してください。

◆ この試験に関する問い合わせ先 ◆ 〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1

鹿沼市市民部生活課生活係（市役所本庁舎2階） 電話 0289-63-2122（直通）